

2 賃金事情

(1) 賃金制度 (集計表 第2表-①)

ア 賃金表・賃金規定の有無

賃金表がある企業は47.7%、賃金規定はあるが賃金表がない企業は43.3%、賃金規定がない企業は7.8%であった。

〈図表2-1〉賃金表・賃金規定の有無

(単位:社、%)

	集計企業数	賃金表・賃金規定の実施状況				
		賃金表あり	賃金規定はあるが賃金表なし	賃金規定なし	その他	無回答
調査産業計	830 (100.0)	396 (47.7)	359 (43.3)	65 (7.8)	7 (0.8)	3 (0.4)
労組有	96 (100.0)	68 (70.8)	27 (28.1)	1 (1.0)	-	-
労組無	727 (100.0)	325 (44.7)	330 (45.4)	62 (8.5)	7 (1.0)	3 (0.4)
10～49人	643 (100.0)	272 (42.3)	301 (46.8)	63 (9.8)	5 (0.8)	2 (0.3)
50～99人	124 (100.0)	79 (63.7)	41 (33.1)	2 (1.6)	2 (1.6)	-
100～299人	63 (100.0)	45 (71.4)	17 (27.0)	-	-	1 (1.6)

()内は構成比(%)

イ 過去1年間の定期昇給の実施状況

「定昇規定により実施」と答えた企業は53.9%、「定昇規定はないが慣行により実施」と答えた企業は18.4%であった。

〈図表2-2〉過去1年間の定期昇給の実施状況

(単位:社、%)

	集計企業数	過去一年間の定期昇給の実施状況				
		定昇規定により実施	定昇規定はあるが実施見送り	定昇規定はないが慣行により実施	定昇の制度・慣行なし	無回答
調査産業計	830 (100.0)	447 (53.9)	67 (8.1)	153 (18.4)	156 (18.8)	7 (0.8)

()内は構成比(%)

ウ 過去1年間のベースアップの実施状況

ベースアップについては、「実施」と答えた企業が28.2%、「現状維持」と答えた企業が61.7%、「ベースダウン」と答えた企業は0.6%であった。

〈図表2-3〉過去1年間のベースアップの実施状況

(単位:社、%)

	集計企業数	過去一年間のベースアップの実施状況				
		実施	現状維持	ベースダウン	その他	無回答
調査産業計	830 (100.0)	234 (28.2)	512 (61.7)	5 (0.6)	70 (8.4)	9 (1.1)

()内は構成比(%)

(2) 賞与・諸手当

ア 賞与（集計表 第2表-②）

賞与規定の有無をみると、「支給時期のみ定めている」と回答した企業は 69.4%、「支給時期及び額を定めている」と回答した企業が 9.5%で、78.9%の企業が賞与規定を定めていた。

〈図表2-4〉賞与規定の有無

(単位:社、%)

	集計企業数	支給時期のみ定めている	支給時期及び額を定めている	賞与規定なし	無回答
調査産業計	830 (100.0)	576 (69.4)	79 (9.5)	161 (19.4)	14 (1.7)
労組有	96 (100.0)	76 (79.2)	11 (11.5)	8 (8.3)	1 (1.0)
労組無	727 (100.0)	496 (68.2)	68 (9.4)	150 (20.6)	13 (1.8)

()内は構成比(%)

イ 過去1年間（平成25年7月～平成26年6月）の賞与支給額（集計表 第2表-③）

過去1年間に賞与を支給した企業の平均金額は、26年の夏季一時金が 423,528 円、25年の年末一時金が 439,132 円、その他賞与が 65,226 円で、合計すると 927,886 円であった。

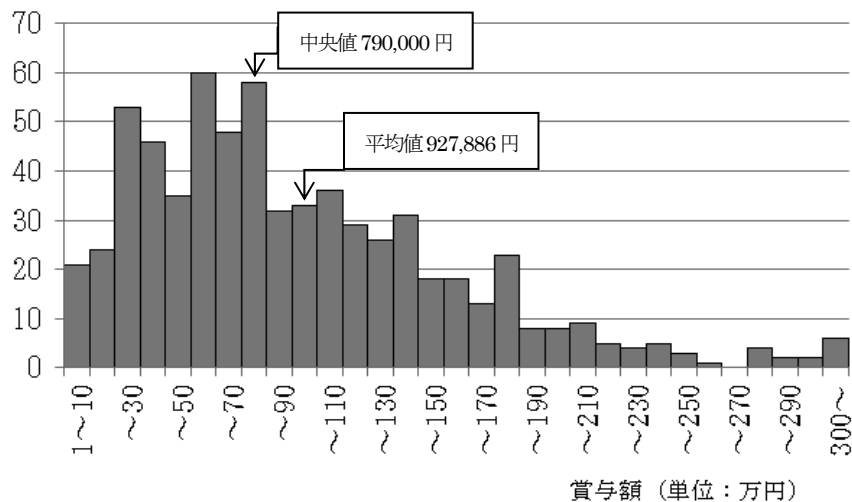
〈図表2-5〉賞与の支給額

(単位:社、円)

	集計企業数	賞与支給企業数	支給額(円)				支給なし無回答
			26年夏季一時金	25年末一時金	左記以外	支給額合計	
調査産業計	830	681	423,528	439,132	65,226	927,886	149
労組有	96	89	580,928	600,748	32,170	1,213,846	7
労組無	727	588	399,797	413,384	65,446	878,627	139

ウ 過去1年間（平成25年7月～平成26年6月）に賞与を支給した企業の有額記入数の分布
 平均値は 927,886 円、中央値は 790,000 円であった。

(社) 〈図表2-6〉年間賞与額の分布



エ 査定等による賞与格差（集計表 第2表-④）

過去1年間（平成25年7月～平成26年6月）に賞与を支給した企業のうち、「査定等による賞与格差」に回答した企業は72.7%。うち「査定等を行っていないため格差なし」が16.6%、「10%未満」が27.2%、「10%以上20%未満」が27.7%で、格差20%未満の企業が71.5%であった。

〈図表2-7〉査定等による賞与格差（同一年齢、同一職階）

(単位:社、%)

区分	集計企業数	記入あり	賞与格差						査定等を行っていないため格差なし	無回答
			10%未満	10～20%	20～30%	30～40%	40～50%	50%以上		
調査産業計	830 (100.0)	603 (72.7)	164 (19.8)	167 (20.1)	66 (8.0)	39 (4.7)	21 (2.5)	46 (5.5)	100 (12.0)	227 (27.3)
		<100.0>	< 27.2>	< 27.7>	< 10.9>	< 6.5>	< 3.5>	< 7.6>	< 16.6>	

()内は構成比 < >内は回答企業構成比

オ 役付手当（集計表 第2表-⑤⑥）

集計企業のうち、役付手当を支給する企業は71.3%であった。うち60.0%は「同一役職の支給額は同じ」、30.1%は「同一役職でも支給額は異なる」と回答している。

「同一役職の支給額は同じ」としている企業の平均支給額は、部長83,242円、課長48,056円、係長22,792円であった。一方、「同一役職でも支給額は異なる」としている企業の平均支給額は、部長105,019円、課長71,913円、係長35,488円であった。

〈図表2-8〉役付手当の支給状況

(単位:社、%)

	集計企業数	支給あり	支給あり			支給なし	無回答
			同一役職の支給額は同じ	同一役職でも支給額は異なる	無回答		
調査産業計	830 (100.0)	592 (71.3)	355 (42.8)	178 (21.4)	59 (7.1)	226 (27.2)	12 (1.4)
		<100.0>	< 60.0>	< 30.1>	< 10.0>		

()< >内は構成比(%)

〈図表2-9〉役付手当の平均支給額

(単位:円)

	同一役職につき同一金額を支給			同一役職でも支給額が異なる		
	部長	課長	係長	部長	課長	係長
調査産業計	83,242	48,056	22,792	105,019	71,913	35,488
10～49人	82,587	50,497	22,662	117,611	69,624	37,496
50～99人	99,436	46,227	25,293	66,423	46,977	22,788
100～299人	69,675	44,795	19,322	129,327	90,477	39,154

カ 住宅手当（集計表 第2表-⑦⑧）

集計企業のうち、住宅手当を支給する企業は45.5%であった。支給企業の59.8%は住宅の形態に関わりなく一律支給をしており、平均支給額は世帯主（扶養家族あり）で18,204円、単身世帯主14,689円であった。

また、支給企業の14.6%は住宅の形態別に支給しており、平均支給額は世帯主（扶養家族あり）の場合、民営借家25,062円、公営借家25,411円、持家17,945円、単身世帯主の場合、民営借家18,458円、公営借家17,900円、持家14,272円であった。

〈図表2-10〉住宅手当の支給状況

（単位：社、％）

	集計企業数	支給あり	支給ありの内訳				支給なし	無回答
			一律支給	住宅の形態別支給	その他	無回答		
調査産業計	830 (100.0)	378 (45.5)	226 (27.2)	55 (6.6)	91 (11.0)	6 (0.7)	446 (53.7)	6 (0.7)
		<100.0>	<59.8>	<14.6>	<24.1>	<1.6>		

（ ）< >内は構成比(%)

〈図表2-11〉住宅手当の平均支給額

（単位：円）

	一律支給		住宅の形態別支給					
	世帯主 (扶養家族あり)	単身世帯主	世帯主(扶養家族あり)			単身世帯主		
			民営借家	公営借家	持家	民営借家	公営借家	持家
調査産業計	18,204	14,689	25,062	25,411	17,945	18,458	17,900	14,272
10～49人	18,307	15,227	23,725	25,067	18,507	17,933	17,757	14,385
50～99人	18,419	12,986	23,455	21,300	16,350	17,600	15,667	13,167
※100～299人	X	X	X	X	X	X	X	X

※100～299人の「一律支給」については集計数が4件以下のためデータを掲載しない。

キ 家族手当（集計表 第2表-⑨⑩）

集計企業のうち、家族手当を支給する企業は58.3%であった。支給企業の91.9%は、扶養家族ごとに異なる額を支給しており、平均支給額は第一扶養（配偶者）11,451円、第二扶養（第一子）5,639円、第三扶養（第二子）5,310円、第四扶養（第三子）5,328円であった。

〈図表2-12〉家族手当の支給状況

（単位：社、％）

	集計企業数	支給あり	支給ありの内訳			支給なし	無回答
			一律支給	家族により異なる	無回答		
調査産業計	830 (100.0)	484 (58.3)	32 (3.9)	445 (53.6)	7 (0.8)	342 (41.2)	4 (0.5)
		<100.0>	<6.6>	<91.9>	<1.4>		

（ ）< >内は構成比(%)

〈図表2-13〉家族手当の支給額

(単位:円)

	一律支給	家族により異なる(家族別支給)			
		第一扶養 (配偶者)	第二扶養 (第一子)	第三扶養 (第二子)	第四扶養 (第三子)
調査産業計	9,510	11,451	5,639	5,310	5,328
10~49人	7,761	10,899	5,099	4,726	4,582
50~99人	14,900	13,731	6,900	6,841	7,582
100~299人	X	11,697	7,474	6,912	6,426

※100~299人の「一律支給」については集計数が4件以下のためデータを掲載しない。